

議案第14号

北名古屋市教育長の給料の特例に関する条例の制定について

北名古屋市教育長の給料の特例に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、現下の厳しい市の財政状況に鑑み、教育長の給料を時限的に減額する特例措置を講じることに伴い、本条例を定めるため必要があるからである。

北名古屋市教育長の給料の特例に関する条例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに支給する教育長の給料の月額、北名古屋市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（平成18年北名古屋市条例第48号）第2条第1項の規定にかかわらず、660,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。